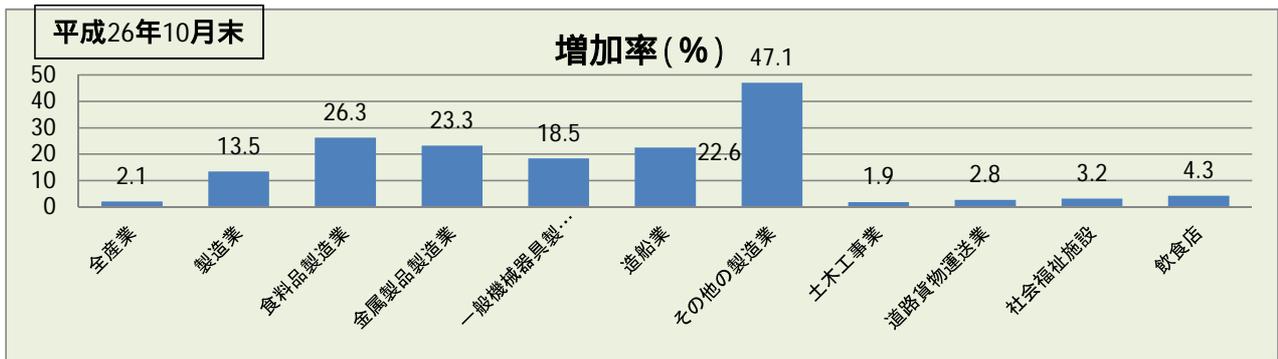


平成26年度 年末・年始労働災害防止強化運動

強化運動期間：H26.12.1～H27.1.31 愛媛労働局

愛媛県内における平成26年10月末の死傷者数は、1,077人で前年同期比22人（2.1%）増加しており、特に製造業においては43人（13.5%）の増加となっています

死亡者は6人で、建設業2人、道路貨物運送業2人、清掃と畜業2人となっています



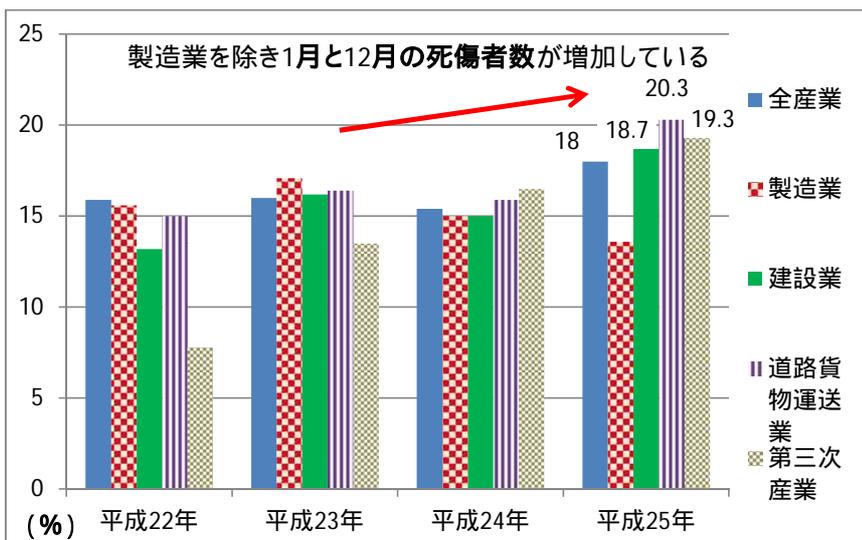
強化運動実施要領

年末・年始は年の締めくくりや新年の行事などによる慌たしさ等により、労働災害が発生しやすく、特に死亡災害などの重篤な災害の発生が多くみられ、健康管理も疎かになりがちな時期です

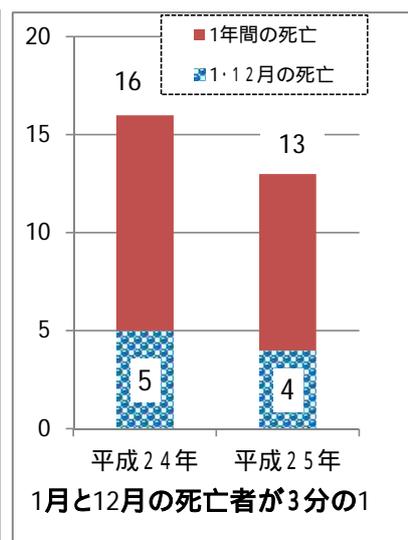
労働災害を防止するためには、各事業場において作業場の安全確認や安全基準・作業手順の順守など基本に立ち返り、全員参加で職場の安全衛生総点検を行うことが重要です

愛媛労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末年始を迎えられるよう「平成26年度 年末・年始労働災害防止強化運動」を展開して、年末年始における労働災害防止活動の一層の推進を呼びかけます

各年の1月と12月に発生した死傷者数の年間死傷者数に占める割合



年間死亡者数に占める1・12月の死亡者数



H25年12月からH26年1月の年末・年始における災害の傾向
この間の全産業の死傷者数・250人

製造業：96人 食料品製造業：19人 食品機械などによる「はさまれ」が7人、「転倒」が5人
金属製品・一般機械器具製造業：8人
「材料の落下や倒壊」によるものが3人、「墜落」が2人
造船業：3人 「墜落」が1人、「玉掛用具」によるものが1人
その他の製造業：9人 自動車整備業が3人、クリーニング業が2人
「転倒」が3人、「はさまれ」が3人
建設業：26人 「墜落」が12人（その内、足場やはしごからが6人）、「はさまれ」が6人
道路貨物運送業：30人 トラックなどからの「墜落」が9人、「転倒」が7人
林業：20人 地山からの「転落」が4人、「飛来」が3人
小売業：23人 「転倒」が6人、「腰痛」などが5人、「交通事故」が4人
社会福祉施設：15人 「転倒」が4人、「腰痛」などが3人
飲食店：4人 「転倒」が2人、「切れ」が2人

災害事例

包装機に品物を入れる際に品物を落とし、除けようとして機械に指をはさまれた。

クレーンで製品を移動させているときに載せるための台に当たり、台が倒れ足に当たった。

新築工事現場で、天井パネルを取りつけるために脚立に上がった時、体勢を崩して墜落した。

作業中に排水ピットの蓋で滑って転倒し、指を骨折した。

入浴介助をしている時に立ち上がろうとした際、腰を痛めた。

各事業場の実施事項

- 1 経営首脳者による安全衛生方針の表明と安全衛生パトロールの実施
- 2 リスクアセスメントなど自主的安全衛生管理活動の実施
リスクアセスメントの実施については、

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei14/index.html> へ

- 3 見える安全活動の実施

「見える安全活動」については、**安全プロジェクトをご覧ください**

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html> へ

- 4 機械設備の定期自主検査及び作業前点検の確実な実施
- 5 危険予知、安全衛生提案制度、ヒヤリ・ハットなど安全衛生活動の活性化
- 6 安全衛生旗の掲揚、標語の募集・掲示、安全衛生関係に関する資料等の配布
- 7 緊急時の対応に係る訓練の実施
- 8 その他安全衛生意識の高揚のための活動の実施